

戸田市立戸田東小学校 いじめ防止基本方針（概要版）

いじめとは・・・

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある**他の児童等**が行う**心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）**であって、当該行為の対象となった児童等が**心身の苦痛を感じているもの**をいいます。（いじめ防止対策推進法）

戸東小いじめ防止への取組

本校では「未然防止」「早期発見」「早期対応」の3本柱でいじめに対応しています。

未然防止

いじめをしない、させない、許さない風土づくり

- ・ 道徳教育の充実
- ・ 人権意識の醸成
- ・ 規範意識の醸成
- ・ 自主性・協調性の育成
- ・ ストレスに対応する力の育成
- ・ 家庭・地域への啓発

早期発見

丁寧な児童理解と些細な児童の変化への気づき

- ・ 教職員の感受性の向上と人権感覚の高揚
- ・ いじめを訴えやすい環境の整備
- ・ いじめの積極的な認知
- ・ 心のアンケートの実施

早期対応

迅速かつ組織的に対応

- ・ 児童の安全の最優先に確保
- ・ 事実を確認した適切な指導
- ・ 外部機関との連携

いじめ問題等対策委員会の設置

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 各学年主任 教育相談主任 特別支援コーディネーター
養護教諭 学校スクールカウンセラー

【必要に応じて】学校スクールソーシャルワーカー 学校運営協議会委員 P T A 会長

いじめ事案への対処について

情報のキャッチ 行為の発見

事実関係の把握

いじめ問題対策委員会で検討

問題解決のための指導

保護者

いじめ問題対策委員会にて報告

【重大事態の定義】等

- 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いある場合
(児童が自殺を企図した場合等（含む、その恐れがある場合等）
身体に重大な傷害を負った場合
所有物や金品等に重大な被害を被った場合
精神性の疾患を発症した場合)
- いじめにより、児童が学校を欠席することが余儀なくされている疑いがある場合
教員の観察により、欠席の事由がいじめによると判断できる場合
いじめが原因で登校できなくなったと保護者や当該児童から申し立てがあった場合

管理職・生徒指導主任・学年主任に報告

校長が、臨時「いじめ問題等対策委員会」を招集
外部人材の活用・教育委員会との連携を含んだ対応を協議する。

いじめに係る相談窓口



戸田市立戸田東小学校	048-442-3911
戸田市立教育センター	048-434-5670
県立総合教育センター	0120-86-3192 (子供専用)
	048-556-0874 (保護者専用)
埼玉県警察少年課(センター)	048-861-1152
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310